

宮城県公報

宮 城 県
行 政 管 理 室
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	(行政管理室)	一
○東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	一
○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	一
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
○被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例	(震災復興政策課)	二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(情報政策課)	三
○地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(医療政策課)	三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(薬務課)	三
○家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(畜産課)	四
○県立都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	四

条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月二十九日

○宮城県条例第五十七号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年宮城県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ中、「監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ハ中「取用委員会の委員」の下に、「海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)附則第十五条第二項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の県に対する損害を賠償する責任については、改正後の第二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

東日本大震災復興交付金基金条例(平成二十四年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「東日本大震災復興特別区域法」を「復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号)第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法」に改める。

附則第二項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月二十九日

○宮城県条例第五十九号

県立学校条例の一部を改正する条例

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「（同年度の入学、転入学、編入学、復校又は転籍に係るものに限る。）」を削る。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
附則第八条中「令和三年四月三十日」を「令和八年四月三十日」に改める。
附則第十一条第五項中「第九十九条の六第二項第一号」を「第九十九条の十五第二項第一号」に、「第九十九条の八」を「第九十九条の十七」に、「第九十九条の六第一項」を「第九十九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改め、同条第六項中「第二十条第二項」を「第十八条第二項」に、「第十九条第二項第三号」を「第十七条第二項第三号」に、「第二条第十二項第七号」を「第二条第十一項第七号」に改める。

附 則

この条例は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十一条第五項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日
- 二 附則第十一条第六項の改正規定 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行の日

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一

部を改正する条例

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例（平成二十八年宮城県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、「集団移転促進事業」の下に「復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前」を加える。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定（平成三十三年三月三十一日）を「令和三年三月三十一日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例をここに公布する。

令和二年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例

（設置）

第一条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響を受けている地域経済及び県民生活の支援を通じた地方創生の推進を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充

てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (この条例の失効)

- 2 この条例は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年宮城県条例第九十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

一 知事	県の執行機関
	事 務
1	私立高等学校等専攻科修学支援に関する事務であつて別に規則で定めるもの
2	私立高等学校等及び直し支援に関する事務であつて別に規則で定めるもの
3	私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて別に規則で定めるもの
4	私立中学校等修学支援に関する事務であつて別に規則で定めるもの

規則で定めるもの

5 特定疾患に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

6 不妊治療費用の助成に関する事務であつて別に規則で定めるもの

7 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

8 療育手帳の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

1 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く)であつて別に規則で定めるもの

2 公立高等学校等専攻科修学支援に関する事務であつて別に規則で定めるもの

3 公立高等学校等及び直し支援に関する事務であつて別に規則で定めるもの

4 公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務(公立高等学校等専攻科修学支援に関する事務を除く)であつて別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

地域医療再生臨時特例基金条例(平成二十二年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。附則第二項中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月二十九日

○宮城県条例第六十五号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表九の項中「第十四条第六項（同条第九項）を「第十四条第七項（同条第十三項）」に、「同条第九項」を「第十三項の」に改め、同表十の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同表十一の項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和二年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（家畜伝染病予防法施行条例の一部改正）

第一条 家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「トリコモナス病」を「トリコモナス症」に改める。

（家畜検査手数料条例の一部改正）

第二条 家畜検査手数料条例（平成十八年宮城県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「牛ウイルス性下痢・粘膜病」を「牛ウイルス性下痢」に改め、同項第六号中「牛白血病」を「牛伝染性リンパ腫」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一号を加える。

八 石巻南浜津波復興祈念公園

第五条の二中「及び加瀬沼公園」を「、加瀬沼公園及び石巻南浜津波復興祈念公園」に改める。
別表第二に次のように加える。

石巻南浜津波復興祈念公園	午前九時から午後五時まで（四月一日から九月三十日までの期間にあつては、午前九時から午後六時まで）
--------------	--

別表第十一第二号の表中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第十一第二号の表の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。